

大地の窓 法的視点で読み解く中国社会

◆ 大地法律事務所弁護士・熊琳、章啓龍 ◆

第 11 回 「M & A の安全審査について」

【ニュース概略】 国務院（中央政府）弁公庁はこのほど、外資企業による中国企業を対象とした一部業種の M & A（合併・買収）について、国家級の審査機関を設置、中国の安全保障への影響を審査するとの方針をまとめた。外資による中国企業 M & A で、安全保障に関わる同様の審査が明文化されるのはこれが初めて。（NNA 2 月 15 日の記事より抜粋）

国務院弁公庁は 2 月 3 日付で、「外国投資者による国内企業の合併・買収における安全審査制度設立に関する通知」（以下「通知」という）を公布しました。この通知は、公布の 30 日後から施行されますが、外資の M & A に対する「安全審査制度」を打ち出しており、外国企業または外資企業として注意すべき規定の一つであるといえます。この「安全審査制度」について、従来より実施されている外資の投資審査制度との関係を含め、簡単に解説したいと思います。

外商投資に関わる「三大審査制度」

中国は 1979 年に合弁企業法、86 年に外資企業法をそれぞれ公布し、外商投資企業の設立に対する審査認可制度を施行しています。さらに、95 年から「外商投資産業指導目録」を不定期に公布・改定し、各産業に対して禁止・制限・許可・奨励という 4 つに分類した指針を定めており、上述した審査認可制度における審査基準の一つとして利用されています。外商投資企業の設立時における審査認可制度は、通常「入口審査」と呼ばれています。

また、近年来、外国企業による国内企業の買収によってもたらされる市場競争や市場秩序、国家安全への影響を重視すべきであるとの声を受け、06 年に公布した「外国投資者による国内企業買収に関する規定」（以下「8 号令」という）では、一定の条件を満たした M & A 行為に対して、事業者結合に関する「独占禁止審査」を受けなければならないという制度が設けられました。

さらに 08 年から施行されている「反独占法」（以下「独占禁止法」という）では、国による「独占禁止審査」について申告基準を含む詳細規定を設けたほか、事業者結合にかかる合併・買収行為が「国家安全」に関わる場合には、「独占禁止審査」のほか、「国家安全審査」も受けるべきと定めています。これにより、（1）外商による産業投資の可否をめぐる「入口審査」、（2）外商の買収行為が市場秩序にもたらす影響（独占状態をもたらすリスクの有無）をめぐる「独占禁止審査」、（3）外商の買収行為が国家安全に及ぼす影響

（国家安全を脅かすリスクの有無）をめぐる「国家安全審査」という 3 大審査制度が法律法規上で明文化されたこととなります。

3 大制度の実施状況

現在、「入口審査制度」は、外商投資の形態を問わず、すべての外商投資企業を対象に実施されており、「独占禁止審査」も 8 号令や独占禁止法の施行に伴い、年 100 件程度の規模で商務部が審査しています。一方、「国家安全審査」については、独占禁止法の施行後、いまだ詳細規定が公布されておらず、本格的始動に至っていないというのが現状でしたが、2 月 3 日付けの通知の公布により、今後一部の買収活動に対して「国家安全審査」が行われることになるでしょう。

「国家安全」とは

今回の通知では、独占禁止法で定めた「国家安全審査」について、「国防安全審査」と「国家安全審査」という項目が含まれると具体化しています。前者は軍事企業または軍事関連設備などを生産する企業を買収する際に行われる審査であるのに対して、後者は重要な農産物、エネルギー、資源、基礎インフラ、運輸サービス、核心技術、重大設備の製造などに関わる企業を買収し、かつ支配権を得る際に実施される審査です。

当面では、「国家安全審査」に関する申告条件や具体的な該当分野、審査基準などを含む様々な問題がなお不明確な状況であるため、実施細則の公布が待たれます。

今回の通知公布は、中国が外資の誘致を「量」から「質」へと移行していることを裏付けています。今後は外商投資環境の変化を含めて、さらに注意を払う必要があるでしょう。

< 筆者紹介 >

大地法律事務所海外部

弊所は北京及び青島を拠点とし、日系クライアントを専門に、投資、企業再編、仲裁・訴訟等に関するリーガルサービスを提供しております。

住所(北京): 北京市朝陽区建国路 89 号華貿中心 15 号楼 505 室

電話(北京): (8610) 6530-7711

HP: <http://www.aaalawfirm.com>

E-mail: xiongli@aaalawfirm.com